

記入例 転勤して、新しい勤務先で特別徴収を引き継ぐ場合

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書(特別徴収継続記載例)

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

4 1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

3 2 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

1 「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

「給与支払報告」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

「給与支払報告」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※春日部市処理欄					
特別徴収義務者 指定番号		7999999999		※市町村ごとに異なります	
宛名番号		00003			
課・係		人事課人事労務係			
連絡先の氏名 及び所属課、係名 並びに電話番号		氏名		特徴 花子	
		電話		000-000-0000	
受給者番号(整理番号)		フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	
123456		スズキ イチロウ		140,000	
氏名		鈴木 一郎 (旧姓)		(イ) 徴収済額	
生年月日		昭和 平成 50年 1月 1日		6月から 10月から	
個人番号		2222222222		9月まで 5月まで	
1月1日 現在の住所		〇〇県××市△△3-2-1		円 円	
給与の支払を受けた なくなった後の				円 円	
				47,200 92,800	
異動の事由		異動年月日		退職した年の 1月から退職 時までの給与 支払額	
1 退職 2 転勤 3 合併 4 休業 5 長期欠 6 死亡		〇・9・30		円	
異動後の未徴収 税額の徴収		1 特別徴収継続 一括徴収 (1月以降は必須) 〔 〕月分で納入		1,200,000	
		2		控除社会 保険料額	
				円	
				60,000	

転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。新勤務先で本人から番号の提供を受けて記載してください。

9月末で退職する給与所得者が、10月末から新しい会社で特別徴収する場合

新しい会社で特別徴収を開始する月(10月)とその月割額を記載します。

1 異動が 年1月1日以後 で、特別徴収継続の希望がないため		円		相続人の氏名等	
異動者印		円		氏名	
				住所	
				電話	
				他(普B) 他の事業所で特別徴収 (例:乙欄該当者)	
				他(普C) 給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支払額が96万5千円以下)	
				給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)	
				事業専従者(個人事業主のみ対象)	

■転勤(転職)等による特別徴収届出書 ※転勤前の勤務先より給与の支払を受けなくなった日の翌月10日までに提出してください。

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		8999999999		課・係		庶務課社員係		新しい勤務先では 月割額 11,600 円を 10 月分から徴収し、納入します。		※春日部市記入欄	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		〒654-3210 〇〇県××市△△1-2-3		連絡先の氏名 及び所属課、 係名並びに 電話番号		氏名		特徴 進		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
フリガナ		マルバツフドウサン				電話		111-111-1111		納入書 要・不要	
氏名又は名称		〇×不動産株式会社									
代表者の職氏名印		代表取締役 特徴 次郎 (代裏)									

【提出先】 〒344-8577 埼玉県春日部市中央六丁目2番地 春日部市役所 市民税課 個人住民税担当